［ロ～ヘ　略］
［八～十六　略］
［２～４　略］
（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券から除かれる場合）
第十六条の二　令第一条の九の二第二号に規定する内閣府令で定める場合は、法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利以外のものである場合とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）
第三条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［ロ～ヘ　同上］ ［八～十六　同上］ ［２～４　同上］ ［条を加える。］	
（定義） **第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　有価証券　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。 ［イ～カ　略］ ヨ　電子記録移転権利（法第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。） ［二～九の二　略］ 十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の三第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。 十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の三第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。 ［十二～二十の二　略］ 二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び同号ト、ヲ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。 二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ、ワ又はヨに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。 ［二十の四の二～二十の五　略］	（定義） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～カ　同上］ ［号の細分を加える。］ ［二～九の二　同上］ 十　有価証券の募集　法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び特定組織再編成発行手続（法第二条の二第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。以下同じ。）をいう。 十一　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。 ［十二～二十の二　同上］ 二十の三　内国会社　第一号イ、ロ、ニ、チ、ル又はカに掲げる有価証券の発行者及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（会社に限る。）をいう。 二十の四　外国会社　第一号ホ、ヘ、リ又はヌに掲げる有価証券の発行者（法第二条第一項第十七号に掲げるものであつて、同項第七号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）及び第一号ト、ヲ又はワに掲げる有価証券の発行者（外国法人に限る。）をいう。 ［二十の四の二～二十の五　同上］